

## 愛媛大学オープンアクセス方針

〔 令和3年11月17日 〕  
制 定

### (趣旨)

- 1 愛媛大学（以下「本学」という。）は、「愛媛大学憲章」に基づき、研究成果を国内外に広く発信することにより、学術研究のさらなる発展とイノベーションの創出に寄与するとともに、研究成果の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学会及び学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の研究者の研究成果を、「愛媛大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）等によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

### (適用の範囲)

- 3 本方針は、施行日以降に公表された研究成果に適用するものとし、施行日前に公表された研究成果についても公開を推奨する。ただし、施行日前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針を適用しない。

### (適用の除外)

- 4 本学は、著作権及び知的財産権等の理由、その他研究遂行上の支障等の理由により公開が不適切であると判断される場合は、当該研究成果を公開しない。

### (リポジトリへの登録・公開等)

- 5 研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等に関する事項の取り扱いについては、「愛媛大学機関リポジトリ管理運営要項」に定めるところによる。

### (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、関係者間で協議して定める。

## 附 則

本方針は、令和4年4月1日より施行する。